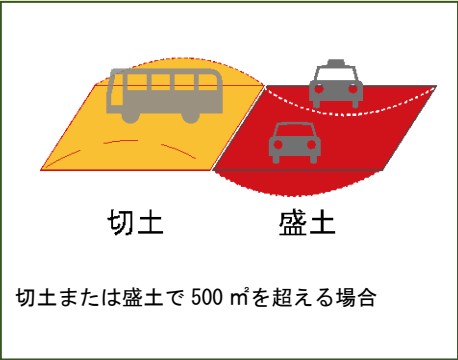
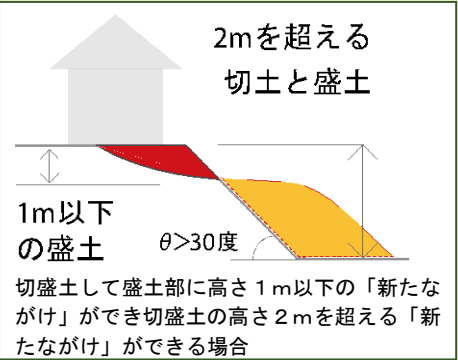
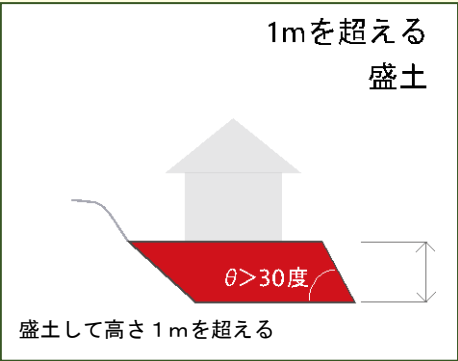
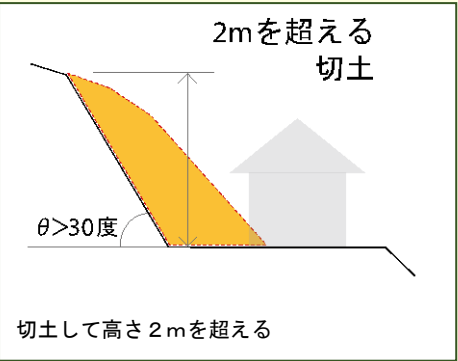


C.許可が必要な宅地造成



D.許可が不要な行為

- 1 既存がけ面の補強で、そのがけ面を最小限に整正する程度の切土を行い擁壁を設置する場合
- 2 既存擁壁の前面を張合わせるよう補強して、擁壁を設置する場合
- 3 既存擁壁の造り替えで同規模程度の擁壁を設置する場合

※既存の擁壁の修繕や作り替えをお考えの方は、都市部開発指導課までお問い合わせください。
また、上記の1～3に該当する場合でも擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要になります。

●宅地造成とは…

宅地以外の土地を宅地にすることや宅地において、土地の形質の変更を行うことです。

なお、宅地造成を行う際に事前許可が必要となる場合がありますので、詳しくは開発指導課HPの「宅地造成の手引き」をご覧ください。

開発指導課ホームページ（宅地造成の手引き）
http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/kaihatu/takutizousei_no_tebiki.html

●宅地所有者等のみなさんへ

宅地の所有者や占有者のみなさんは、災害が生じないように宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

なお、宅地造成工事規制区域内において、宅地の保全が不十分な場合には、市から所有者等のみなさんへ改善するように勧告や命令をすることがあります。

●宅地防災工事資金の融資制度

宅地を災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方は、住宅金融支援機構より必要な資金貸付を受けることができます。

住宅金融支援機構HP
<http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html>

TEL：0120-0860-35 または 048-615-0420
受付時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

安心できる宅地をめざして



横須賀市都市部開発指導課

TEL 046 (822) 8317
FAX 046 (826) 0420
e-mail dg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

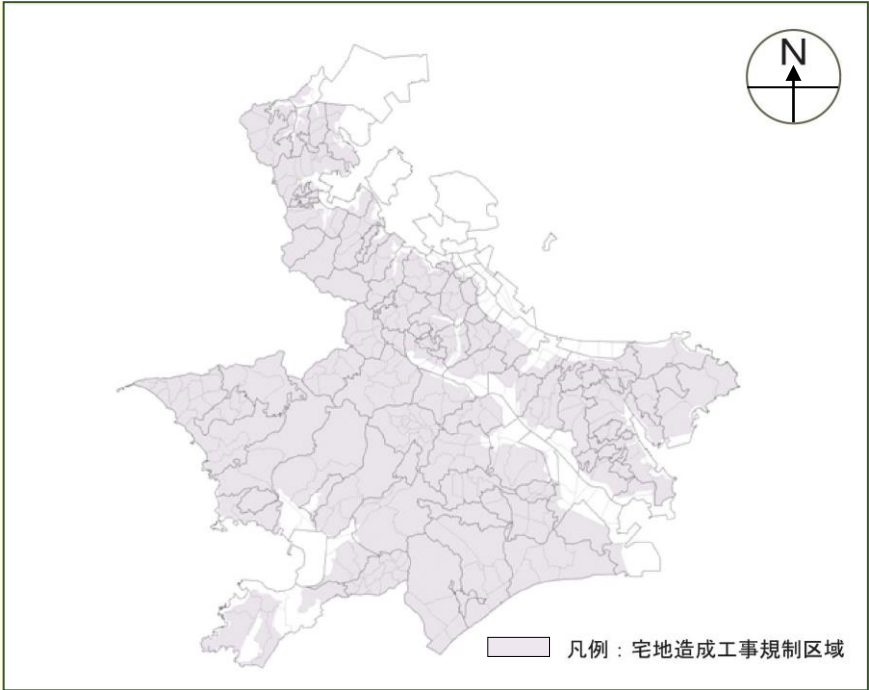
発行：20●●年●月
このリーフレットは2,000冊制作して1枚あたりの印刷経費は●●円です

リサイクル適正 (A)

このリーフレットは、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作成しています

A.宅地造成工事規制区域とは

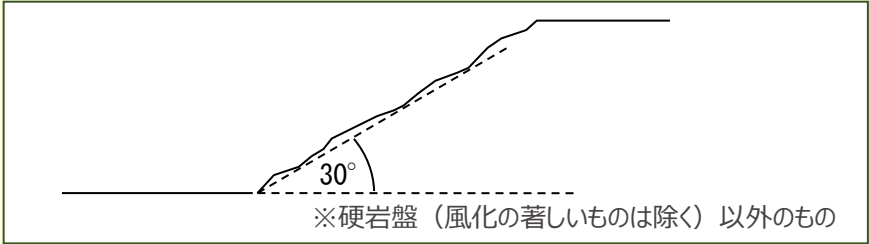
宅地造成に伴い災害が生ずる恐れのある区域を指します。
本市は、平坦地を除いた約80%を区域に指定して、
宅地造成に関する工事の災害防止に努めています。



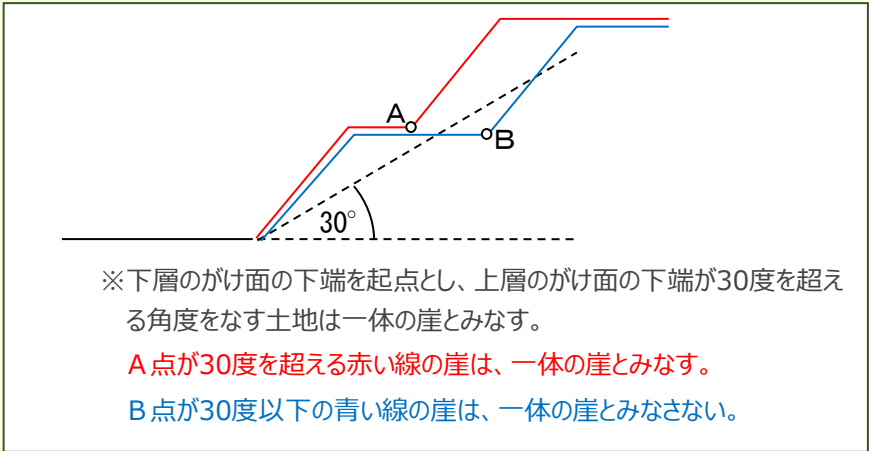
※「造成宅地防災区域」に指定された地域はありません。

B.宅地造成等規制法の「崖」の定義

・地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地

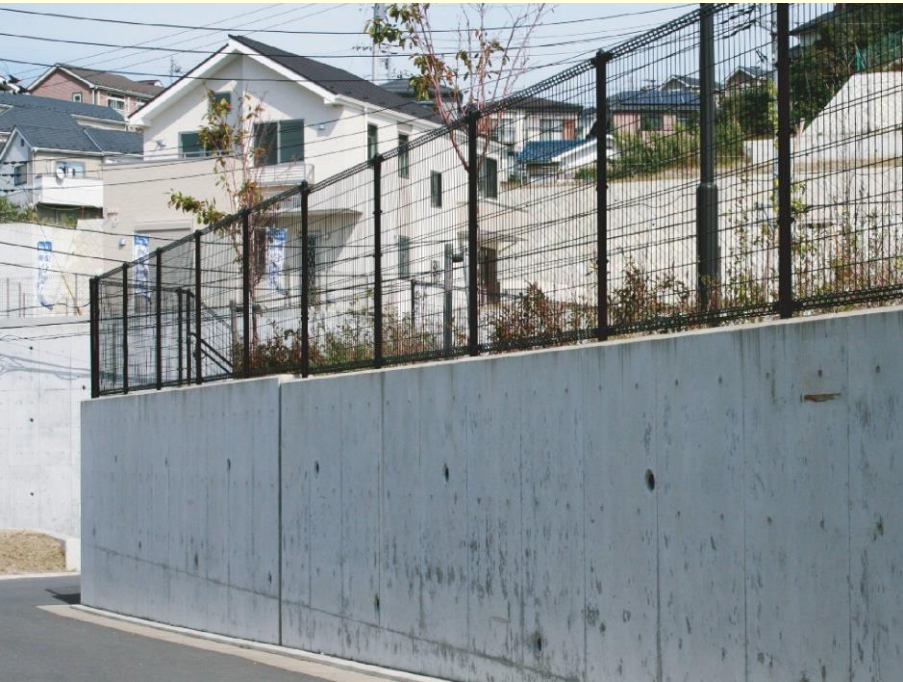


・小段等により上下に分離された崖の一体性

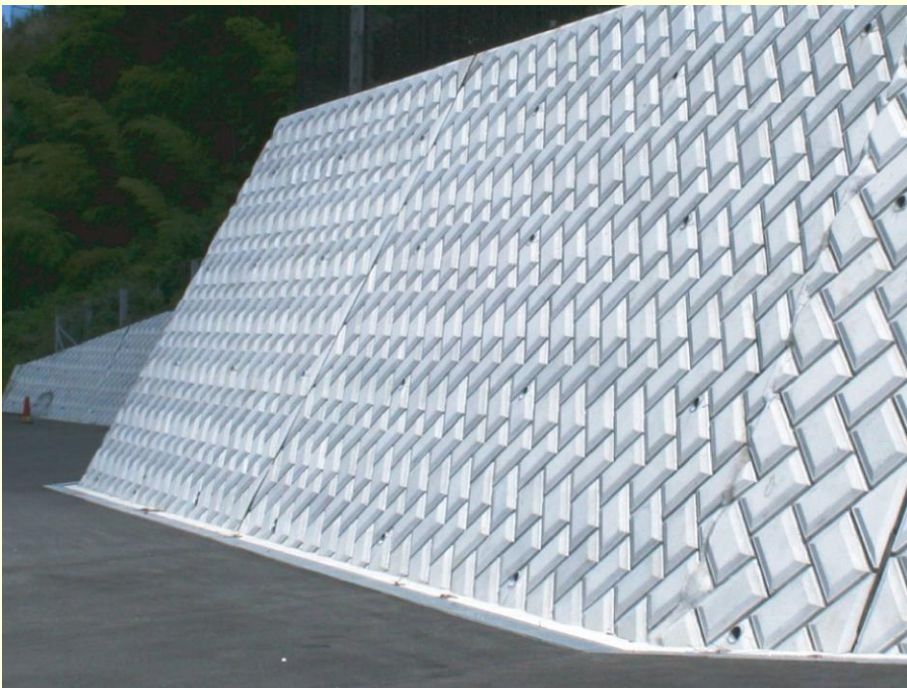


E.技術基準に基づいた代表的な擁壁

宅地造成で設置する擁壁は、台風による集中豪雨や地震時の災害防止の基準に適合すること、地下水を排除するための施設を設けていること、盛土部分の締固め等が確実に施工されていることなどが求められます。



【鉄筋コンクリート造】



【間知ブロック練積造】

F.既存の擁壁について

古い擁壁は、現基準に適合するものもあれば既存不適格のものもあります。特に、経年劣化した擁壁は、大雨や地震時に崩落する危険性が高いと考えられていますので常に擁壁を適切な状態に維持してください。



〔撮影： 仙台市青葉区 2011.3月〕

※まずは、ご自宅の擁壁チェックを…

国土交通省HPから「我が家の擁壁チェックシート」が、ダウンロードできます。

ただし、下記の擁壁はチェックシートの対象となっていない。

問題のある場合は専門家にご相談ください。



【自然石練積み】



【玉石積み】



【大谷石積み】



【自然石空積み】



【2段積み】



【増し積み】